

検討部会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 県と市町村の新しい関係づくり協議会(以下「協議会」という。)規約第15条第2項の規定により、検討部会の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、協議会規約第3条の規定による協議事項のうち、運営調整会議で決定した事項を専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 検討部会は、県の関係チームマネージャー及び市町村の関係課長で構成する。

2 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

3 検討部会の部会長及び副部会長は、検討部会を組織する者の互選により、県及び市町村の職員からそれぞれ1名を選任する。

4 検討部会は、助言者として学識経験者を招聘することができる。

5 検討部会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第4条 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長は、協議事項について県及び市町村の意見を十分聴き取るとともに調整に努めなければならない。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討部会等の開催)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

2 検討部会は、必要に応じて検討部会の運営に関する規程第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議計画書の作成)

第6条 検討部会は、会長から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議計画書」を作成しなければならない。

(協議経過報告書の作成)

第7条 検討部会は、前条の規定による「協議計画書」に沿って協議を行うと

ともに、別紙様式 2 により「協議経過報告書」を協議の都度作成しなければならない。

(協議経過及び結果の報告)

第 8 条 検討部会は、第 6 条及び第 7 条の規定による「協議計画書」及び「協議経過報告書」を添えて、協議経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成 16 年 2 月 18 日から施行する。

別紙様式 1 (第 6 条関係)

検 討 部 会 協 議 計 画 書

協議テーマ	
検討事項	
具体的な協議スケジュール	
メンバー	

別紙様式 2 (第 7 条関係)

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	